

「京都府地球温暖化対策条例（仮称）」案の骨子に対する府民意見と
これに対する府の考え方

項目	主な意見の要旨	府の考え方
数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適宜、状況により見直し（上乘せ等）することが必要 ■ 削減計画を実効性あるものとするためには、関西電力係数の採用は、係数の変動が大きく不適切 ■ 森林吸収を数値目標から除外した解釈を明確にしておくべき ■ 地球温暖化対策は効果を上げるまでに時間を要することから、今回制定する条例で2010年度の達成目標を掲げることは、機を逸している。また、短期間で目標を達成するだけの内容とも思えない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適時の見直しを条例に明記 ■ 府内の排出状況を正しく把握するには、地域の電力供給の実態との整合を図る必要性があることから、関西電力係数を採用（府民の取組が適切に反映できる仕組みも今後検討） ■ 温暖化対策の手段として森林吸収が含まれているが、排出削減を中心に進める予定 ■ 京都議定書の発効を踏まえ、当面の目標数値を2010年度に設定することは、国や京都市と協調して対策を進める上で妥当。また、具体的な削減対策については地球温暖化対策推進計画を策定し、部門別の削減目標を含めて記載
目標達成手段	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自家用車、営業車の市内乗り入れ禁止時間の設定等、府による社会改変のアイテムづくりと実施スケジュールが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自主的な取組の成果を見ながら、社会経済情勢の変化等を踏まえた将来の検討課題と認識
実施状況の評価等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 条例全体及び個別分野の取組ごとの推進体制、進捗状況の評価、管理体制の整備を図る上で「市民との協働」を実現する十分な配慮が行われるべき。また、地球温暖化対策推進計画の策定・実行段階において、更に「市民との協働」を実現する視点が具体的に生かされていくことを要望 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各主体の「参加」と「協働」を条例の基本理念としており、地球温暖化対策推進計画をはじめ、施策の企画、実施を進める上で、府民との協働の視点を入れている
地域の取組	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の取組は、国レベルでの統一施策の下で対策を進めることが合理的かつ効果的。先行している京都市と十分調整を行い、報告を国・府・市へ重複して行うことにならないよう配慮すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国の京都議定書目標達成計画において地方公共団体に求められる基本的な役割を踏まえた条例制定である。報告等は、様式を統一するなど、出来る限り報告者の事務の簡略化に配慮したい
府の責務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「府の責務」に、環境保全団体の役割を保障するため、「環境保全活動団体等との連携と参加を促進する」文言を、 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 府の責務として条例に、総合的かつ計画的な地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、環境保全活動団体をはじめ、

府の対策等		<p>積極的な情報公開を保障するため、「<u>地球温暖化防止に関する情報を積極的に公開する</u>」文言をそれぞれ挿入すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 広域行政を本旨とする都道府県として、市町村の取組促進・支援が府の重要な役割。「市町村の取組の促進」等の項目を設け、府の施策や役割を明らかにすべき 	<p>市町村、事業者、府民等と連携、協働して取り組むことを明記。情報公開については、府の情報公開制度に基づき公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 府の責務として、市町村をはじめ、事業者、府民、環境保全活動団体等が行う地球温暖化対策を促進するための支援を行うことを条例に明記
府の取組		<ul style="list-style-type: none"> ■ 物品や電力の購入のほか、府のあらゆる施策において、環境配慮のウエイトを大きくするなど、府庁が率先して温暖化対策を実行すべき ■ 府で実施される公共事業に関し、検討段階から実施段階にわたる、地球温暖化に対する配慮・検討ポイントを示す事業指針を作成及び公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 府は、自らの事務及び事業において、環境物品等の調達をはじめ温室効果ガスの排出の抑制等の措置を率先して実施することを条例に明記 ■ 温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した公共事業を率先して実施することを条例に明記。なお、環境に配慮して公共事業を実施するガイドラインは既に作成、運用開始済み
事業活動	報告書、計画書等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温室効果ガス排出量の報告等の義務化は事業者の負担となり、府外事業者との格差等を生み不平等。省エネ法等もあり、努力義務とすべき ■ 府が策定する「計画書等の作成指針」において、節電によるCO2削減効果の事前評価には、地域の電気事業者の全電源(原子力、火力、水力等)平均のCO2排出係数を使用するよう定めるべき。また、指針の策定には、事業者の意見を聴取し、反映させてほしい ■ 電気のCO2排出係数は、排出量を算定する場合に用いる全電源平均係数を用いるのではなく、電気の削減によって稼働が低下する電源、すなわち火力発電の係数による評価の明記を強く希望 ■ 再生可能エネルギー発電源によって発生する「グリーン電力証書」なども対策の一環として扱えるよう希望 ■ 様式は、排出量のみならず、個々の対策の効果を表現できるものを強く希望。また、効果の評価方法について、基本的考え方を記入 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 府内における温暖化対策を効果的に進めるために報告制度を導入するとともに、提出された計画書や報告書を公表することで、事業者の自主的・計画的な取組を支援 ■ 事業者に係る報告等に用いる排出係数については、削減対策の効果を適切に算定するため、計画期間の初年度に使用した値を固定して用いること、その係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に規定する地球温暖化係数とすることとしたい。指針の策定の際には関係者の意見も聴取したい ■ 温室効果ガスの削減目標を達成する手段として、自らの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の削減によるほか、森林の保全及び整備、自然エネルギーの利用など、多様な地球温暖化対策を評価するとともに、特に優れていると認められる取組には、顕彰制度を設け、表彰することも検

事業活動		<p>要領等で明示してほしい。建築物の計画書等においても同様</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業所（店舗、工場）ごとの作成・提出となれば事務量は膨大。作成に当たっては、温室効果ガスの適切な排出量の基準、目標値が示されれば取り組みやすい 	<p>討中。また、削減計画を作成するに当たっての指針（ガイドライン）は作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 基本的に事業者単位で提出。適切な排出量や目標値は、業種、業態、経営状況等が個々の事業者で様々なため、事業者が自主的に決めるものとしてほしい
	排出量取引	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際間の排出量取引は、地球温暖化対策のための本来の努力目標と手段ではない。資金は全て排出ガスの除去設備の投資に使われるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 府においては、排出の抑制に主眼をおいた取組を進めていく
	排出量公表	<ul style="list-style-type: none"> ■ 削減目標及び実績の公表を義務付けることを条例で明記すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 府が削減計画書及び実績報告書の内容を公表することを条例で明記
建築物	計画書等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築基準法との関係（確認、完了検査）は、ハートビル法と同様に、確認の要件としていくのかどうか明らかにすること ■ 計画書作成に係るコストを事業主にわかりやすく説明してほしい ■ 削減の目標となる基準値を示してほしい ■ 新增改築時における環境性能の向上については、建築物における断熱性能を明らかにすること。また、大規模建築物のみならず、一般の住宅等でも簡便な方法を考え義務づけるべき ■ 条例による計画書の作成に当たっては、省エネ法による計画書を活用できるようにしてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築確認の要件とはならない ■ 計画書作成の必要性について普及啓発していく予定 ■ 削減計画を作成するに当たっての指針（ガイドライン）は作成 ■ 環境性能に関する情報については、提供の方法を検討。一般住宅については、環境性能の向上を努力義務として規定するとともに、評価の手法も今後検討 ■ 他の法令により提出する計画書等を活用できるよう様式等を検討
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「建物としての持続性能」の向上も重要。文言として挿入すべき ■ 温暖化対策からの建築規制が必要（都市計画として取り組むべき） ■ 環境性能の評価、認証、表示などの仕組みづくりには、府民、事業者の意見を広く取り入れるべき。国が検討中の施策（省エネ機器の評価）との整合も重要 ■ ①戸建て新築住宅の施工現場すべて、ゼロエミッション運動の推進②廃棄物 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 削減措置は多種多様であり、持続性能もそのひとつとして捉えるべき。建物の評価や環境配慮物品などを通じて取り組むべき課題 ■ 都市計画についても地球温暖化対策の視点が必要と認識 ■ 関係者の意見を踏まえ、仕組み等を検討 ■ 今後の施策として、有効性、実効性等を踏まえて検討

		<p>は全て再資源化③建設廃木材から自動車燃料となるアルコールを取り出す④建築資材のエコマーク商品及びグリーン購入法適合商品の優先活用⑤太陽光発電システムの普及推進⑥風力発電装置の屋上への取り付け普及推進⑦屋上含む緑化運動の半義務化</p>	
	運用等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋上等の緑化で、「等」に敷地の緑化を含めるべき。建物周辺の緑化により、CO2吸収、従業員のやすらぎの場の提供、工場の景観など、屋上緑化より多くの効果が期待 ■ 外気温度の上昇を抑制するため、屋根、通路、駐車場等に熱蓄熱性の小さい材料の使用又は敷地に対する緑化率を考慮してはどうか ■ 屋上緑化の条例化は、室温の低下や環境教育等の効果が期待でき、軽量土壌等の資材の開発など技術的な問題もなく賛成。個人住宅のような小規模なものにも支援する助成制度があると、もっと取り組んでもらえる ■ 建築物の緑化の規定に雨水利用の文言を挿入し、屋上等は屋上や壁面等とすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の屋上、壁面に加え、敷地も緑化の対象 ■ 省エネにもつながる環境に配慮した建築物の普及を図る上で、施策として検討 ■ まずは、効果も大きく、また、社会のモデルともなる大規模建築物の緑化から進める。個人住宅についても、建築物の環境性能の向上を努力義務としていることから、情報提供等の支援を検討 ■ 具体的な内容は指針（ガイドライン）に記載
屋上等の緑化	問題点	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑化には管理面、費用面で問題が多い。（散水、重荷、亀裂、天漏れ、手入れ費用等）。白色系塗装による床温度低下や白い小石を一面に敷く方法が有効。屋上緑化や自然エネルギー利用は相応の費用が必要で、建築主に負担を求めるもの。最適かどうかにかかわらず導入をすれば、不当に過大な負担を求めることになりかねないし、短期間で目標を達成する最も効果的な対策に重点的に労力や資金を投入すべきという観点からも不適切 ■ 緑化施設を設けることは施工主にとっては大きな負担。緑化の必要性はあるが、他に先行すべきことはある。当面は義務化を見送り、自主的に緑化を進める者を支援することに止めておくべ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 屋上緑化は、ヒートアイランド現象の緩和をはじめ、省エネルギー、都市景観の保全、安らぎ空間の創出など、様々な効果を持ち、地球温暖化対策としても重要な施策の一つ。このため、府としては、屋上緑化の推進を図ることとし、その手法等については、市町村等と十分調整を図りたい

		<p>き</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 屋上緑化はそれほどの効果は期待できないのではないか。建設コストと同時に維持管理コストを考えると無意味ではないか 	
自動車交通	施行に伴う影響	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自動車の仕様に規制・制限が加えられることによる売上減少、報告書等の作成や説明員の設置によるコスト増から、企業業績に少なからぬ影響が及ぶ。自動車の功罪は、温暖化の側面だけではなく、同産業の振興など総合的に見るべき 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会を構成する一員として、地球温暖化対策を進める観点から、負担をお願いしたい
	インフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共交通機関の利用促進のため、電車等の駅に無料自転車置き場を義務づけ ■ 自動車の使用抑制のため、都市交通にLRTの導入を打ち出すとともに、市内高速道路建設を見直すという明確な施策を打ち出すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 駅や地域の実情を勘案しながら、市町村と十分協議すべき事項であり、今後の課題のひとつとして検討 ■ LRTについては現在京都市で検討が進められており、また、京都高速道路については、渋滞緩和など、総合的な交通体系、社会基盤との調和を踏まえて判断すべき課題
	総量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「自動車の使用抑制」だけでなく、「府は、自動車交通量の削減計画を策定する」ことを特に明記すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 府民の自主的な取組の成果を踏まえながら、今後の課題として検討
	アイドリングストップ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周知徹底の義務化ではなく、罰則に踏み込むべき ■ アイドリングストップ装置の新型車義務づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 義務違反者に対する警告・公表を条例で明記 ■ 費用負担を伴うものであり、義務化は困難。装置車の普及を図る支援策は今後検討
	IoTドライブ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 整備を「点検・整備」としてはどうか 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 点検は整備に付帯するものと判断
	低公害車の普及	<ul style="list-style-type: none"> ■ 低公害車の購入に対する支援や補助に加え、低公害車普及促進に必要なインフラ整備（天然ガス充填所など）に対する支援策を期待 ■ まず公用車、公営バスを早急に低公害車に転換 ■ 既販車の大量の大排気量の規制や年式の古い高公害車の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国の補助制度に加え、中小企業者向けの低利融資制度等の設置、天然ガススタンドの設置に向けた関係団体との調整をはじめとする支援を実施 ■ 「地球にやさしい21世紀府庁プラン」「京都府庁グリーン調達方針」に基づき、環境への負荷が少ない自動車を率先して導入。公営バスは京都市で導入を推進 ■ グリーン化税制において環境にやさしい自動車の自動車取得税及び自動車税の軽減を図る反面、一定年式の古い自動車には自動車税を増額
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者の規模、新車・中古車にかかわ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自動車環境情報の提供及び説明は、新車

	<p>推進者設置</p> <p>環境情報説明推進者</p> <p>エコドライブ推進員</p>	<p>らず、全「自動車販売事業者」が購入者に均質な情報提供を行うことが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ メーカーや車種横断的な「環境情報」の提供は、行政として取り組まれるべき ■ ユーザーへの環境情報の提供説明は、どの程度（内容）のものか。また、エコカーマイスターの資格要件は、どうされるのか。機能するには、一定以上の要件や期限を設け、委嘱等を行うなどの具体策が要るのではないか ■ 一定の所有（使用）台数のもとに設定されるが、推進員の資格要件やその役割は具体的にどのようなものか 	<p>を販売する全自動車販売事業者に義務づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 説明等する自動車環境情報の内容については規則で規定。情報提供の方法については、関係機関と協力の上、充実を図りたい ■ 詳細は規則で規定するが、エコカーマイスターとエコドライブ推進員は、府等が実施する講習会等を受講していただいた上で、認証する制度を設ける予定
電気機器等	<p>省エネ性能の保証</p> <p>推進者設置</p> <p>省エネ製品購入に対するインセンティブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 省エネ製品の普及に際しては、メーカーからのきちんとした情報提供の仕組みを設けるべき。有効性が証明された省エネルギー型の製品やサービスの普及を促進 ■ メーカーの表示を責任ある機関が保証する制度を取り入れるべき ■ 正確な情報提供が行われる仕組み作りについて条例に位置づけ、関係者との協働の取組が促進されるようにしてもらいたい ■ 事業者規模にかかわらず、全「家電販売事業者」が購入者に均質な情報提供を行うことが必要 ■ 高い温暖化防止効果、省エネ効果の見込まれる製品の普及に関しては、購入者に対する、より強いインセンティブ施策や周知広報施策が必要。現時点で存在する従来システムとの差額の一部助成、家の新增改築予定者に対する省エネ機器に関する情報提供を府の広報誌やホームページ、ポスター等で実施すること、あるいは住宅販売者や設備販売業者に対する省エネ機器普及貢献表彰制度、環境性能の高い住宅認定制度等の様々なインセンティブ施策、周知広報施策の展開が望まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 省エネ製品の環境情報については、実態を踏まえた正確なデータが提示ができる仕組み等を国等に要望していく ■ 環境情報の提供及び説明はエアコンの全販売事業者に義務づけ ■ 省エネ機器の普及については、施策において、関係者と協議の上、有効な支援策を検討

自然エネルギー	計画書等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気事業者には、発電所単体ではなく、事業者単位で自然エネルギーの導入を包含した事業活動全体の報告、削減計画等の策定を行うこととし、大規模事業者としての報告や削減計画の作成・提出は免除すべき ■ 義務化の対象を電気事業者に限定していることに違和感。すべての府民、事業者等が負担を分担して自然エネルギーの利用促進に取り組むべき ■ 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法)に基づく電気事業者の義務履行見通しが推定可能なことから、公表の義務化によって経済的な追加負担を強いることがないよう制度的に担保 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 電気事業者の事業活動全体での取扱を検討 ■ 電気事業者については、自然エネルギーの普及のけん引役として期待されることから、自らの発電や買取を通じて自然エネルギーの一層の普及促進をお願いしたい ■ 今後、電気事業者と調整
	導入計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> ■ 京都府全体としての自然エネルギーの利用促進のための総合計画を立案し、推進することを条例に明記すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 府の施策として条例に自然エネルギーの普及の推進を規定しており、「京都新エネルギービジョン」に基づき、推進しているところ
	施設の設定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然エネルギーのみによって動いている施設を創設 ■ 小、中学校には、積極的に自然エネルギーを導入することを条例に明記 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 府の施設等への自然エネルギーの率先導入については条例で明記。具体的には個々の案件ごとに検討
グリーン調達	<ul style="list-style-type: none"> ■ 府、市町村と事業者グリーン調達を努力義務として入れ、市場化につなげる ■ グリーン調達を努力義務化。府が事業者(主として大企業)を通じて、広範な事業者(主として中小企業)に大きな影響力を行使する手段を持つことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ グリーン購入は、地球温暖化対策として有効なことから、条例で事業者及び府民に努力義務化。なお、府は、率先して実施していくことを条例で明記 ■ 環境物品等の一層の購入推進を図る上で、環境にやさしい製品かどうかの判断手法等については、今後、検討を進めたい 	
グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> ■ ウッドマイレージ構想のようなLCA(ライフサイクルアセスメント)の考え方を、工業製品にも開発・導入し、消費者が製品を選別するときの基準として採用させるべき 		
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ■ 製造者の責任を明確にし、廃棄物の処理を義務づけ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用など資源の有効利用、温室効果ガスの排出を抑制するための廃棄物の適切な処理を努力義務として条例に明記。製造者、消 	

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 良いものを永く使うという生活習慣が定着する社会的取組を進める必要 	<p>費者それぞれの取組が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 施策として検討
環境教育・環境学習	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境学習の義務化 ■ 地球温暖化による自然の変化を身近に感じてもらうことが非常に大切なことから、環境教育の前提として、「<u>身近な地球温暖化情報を提供する</u>」ことを明記すべき ■ 小・中・高校生には自然体験、活動体験が必要 ■ 「京都地球環境の日」は、イベントに堕ちないように ■ 「事業者が行う家族教育への支援を実施する」ことを条例に追加 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼児から高齢者まで幅広い世代を対象に、学校や職場、地域、家庭など、あらゆる機会を通じて、環境教育・環境学習を進めることを条例に規定。具体的な施策については、実態を踏まえて検討 ■ 京都地球環境の日には、府民ぐるみでの取組を通じて、地球温暖化対策の重要性を再認識し、地球温暖化の防止に向けた機運の更なる醸成を図る機会となるようにしたい
森林保全等 環境産業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林、林業を上流から下流まで一体的に捉え、この構造改革を目指す地域循環型の山村社会を構築していくべきであり、森林面積の大きい京都府において、温暖化防止の切り口から先進的施策を構築すべき ■ 京都の水、京都の木などはそのまま環境産業。これを生み出す山野の環境を守り、育てることを抜きにして「環境産業の育成」はできない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林の保全・整備は、二酸化炭素の吸収源として、また、豊かな未来を育む世代を越えた社会基盤であることから、府民ぐるみで豊かな森林環境を守り育てること及び府内産の森林資源の活用を条例で規定
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 京都府地球温暖化防止活動推進センターの事業に対しては、府には一定の責任と役割があるはずであり、その内容を明確に位置づけるべき ■ 多様な地域性に配慮した推進体制について明記すべき ■ 府内4地域にある広域振興局を拠点にした対策の推進拠点・体制をつくり上げていくことはできないか ○広域振興局ごとでの地域推進計画の策定、担当者の配置 ○地域ごとの温暖化対策連絡・推進組織の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 京都府地球温暖化防止活動推進センターをはじめ、京都府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会は、府内における地球温暖化対策を推進するための重要な担い手として、今後、ますますその役割が期待されることから、条例で役割を明確に位置付け、更なる活動を促進、支援 ■ 現地・現場主義に立ち、足元からの取組が進むよう、今後とも、広域振興局の機能の充実に努める